

おわりに

第1部でも述べたように、今、生物多様性のことがすべて分かっているわけではありません。また、人間の暮らしも、時とともに様々に変化します。このため、生物多様性を保全するには、それぞれの地域にとって「好ましい自然」とは何かを常に考え続け、試行錯誤していかなければなりません。

戦略の推進に当たっておおむね共通する事項については第2部において整理しましたが、実際に地域レベルで具体的な保全活動を実施していくためには、それぞれのケースごとに、個別に処方箋を描き、それに沿って実施していくことになります。

こうした活動をフォローし、成功要因や課題を分析し、これを次の活動につなげていく仕組みを作っていくことが戦略を推進する上で重要です。

このため、県において生物多様性保全に関する取り組み状況、成功要因、課題、改善方法、改善後の現状等を把握・データベース化し、誰もが利用できるものとして整備していきます。

また、本戦略の策定の際、貴重なご意見を頂いた「岐阜県生物多様性地域戦略策定検討委員会」メンバーに、こうした取組状況を定期的に報告していくこととします。

さらに、戦略の着実な実施を図るため、県庁内の関係部局の実務者レベルで構成する生物多様性に関連した連絡会議を開催し、定期的にぎふ戦略の目標や施策の進行管理の評価を行います。

なお、戦略については、この評価の結果、内容等の追加・変更などが必要となった場合や、緊急性等事由が発生した場合のほか、県の環境施策の基本的なマスタープランである岐阜県環境基本計画（第4次計画の期間はH23.4.1～H28.3.31）の改訂等を踏まえつつ、概ね5年ごとの見直しを検討します。



写真提供：(社)岐阜県観光連盟

長良川と金華山の夕焼け

《参考1》ぎふ戦略の3つの視点に関連する県の主な施策一覧

第1の視点「森・川・海のつながりを守る」に関連する施策

第一の視点「森・川・海のつながりを守る」

第二の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

第三の視点「ともに考え続ける」

1-1. 森林生態系の保全・再生

①自然林の保全

○自然環境保全地域、緑地環境保全地域の保全・保護

建築物の新築などの各種行為を規制し、優れた自然環境を保全します。

また、周辺環境の変化に影響されやすい地域では、自然環境の変遷動向を調査し、適正に保全管理するための基礎資料を整備します。

○自然公園の保全・保護

自然公園内では、自然とのふれあいを促進するため、公園施設の整備を図るとともに、工作物の新築など各種行為を規制し、優れた自然景観を保護します。

○自然環境保全協定の運用

一定規模以上の開発行為をする場合には、自然環境保全協定を締結し、重要な自然環境と貴重な動植物を保全します。

②間伐等による多様な森林への誘導

○間伐の推進

間伐の遅れにより、健全性が低下している森林は、その状況に応じた間伐を実施し、「健全化」を図ります。

地形や生育条件が不利な地域の森林は、下層植生や森林土壌を徐々に回復させ、針広混交林化を促進します。

将来収益を見込むことができる森林は、施業地の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入を進め、木材生産機能を重視した森林整備を促進します。

○多様な森林の整備推進

スギ、ヒノキの人工林は、「針広混交林への誘導」、「複層林施業」、「長伐期施業」など、多様な森林管理手法の中から適切なものを選択・導入し、森林の持つ多面的機能を維持・増進します。

○治山事業の推進

災害により被災した機能が低下した保安林のうち、森林所有者による整備が困難な森林については、治山事業により間伐等の森林整備等を計画的に進め、健全な森林づくりを推進します。

○保安林制度の適正な運用

保安林制度の適正な運用により、違法な立木伐採や開発行為等を防止し、野生生物の生息・生育する奥山生態系の保全に努めます。

○公的管理による森林整備の推進

県営林は、地域社会・林業への貢献を進める中で、動植物や環境に配慮するとともに、社会・

経済面を考慮した適正な森林管理を進めます。

特に「環境保全林」については、自然再生力を活用した森林の保全育成を進め、生物多様性機能が発揮できる森林として管理します。

また、県有林については、平成18年2月に取得したF S C森林管理認証の原則・基準に基づき、環境に配慮した適切な森林管理と木材等森林資源の有効活用が図られる森林づくりを進めます。

③森林の生み出す環境価値の活用（J-VER制度の活用）

○J-VER制度の認証取得の促進

J-VER制度の認証取得の意向を持つ事業者に対し、制度の活用に係る助言指導及び認証取得に向けた支援等を行います。

④ニホンジカの頭数管理

○ニホンジカの科学的調査に基づく保護と管理

農林業だけでなく、生態系への被害拡大が懸念されるニホンジカの生息状況や生息密度等について、科学的調査により把握し、計画的な保護管理に努めます。

1-2. 里地・里山生態系の保全・再生

①里山の保全

○里山保全整備に関する情報共有

各地域・各団体で行われている里山保全に関する活動について、事例紹介や情報交換を行うことで、県下の里山整備の活動を活性化します。

○里山整備の指導者の知識や技術の向上

里山を保全し、活用するために策定した「里山整備の進め方」を技術的な指針として普及・活用し、里山の整備活動を推進します。

また、各圏域に設定した里山保全利用モデル地区において、それぞれの地域の実情にあった里山の保全利用活動を行い、地域住民が主体となった里山保全を進めます。

さらに、地域の里山整備活動の実施箇所において、整備方法についての研修を行い、指導者の知識や技術の向上を図ります。

○森林被害の対策推進（病虫害・獣害・林野火災）

様々な予防や駆除の手法を組み合わせた病虫害対策を推進します。

また、獣害の著しい森林では、防護柵の設置やクマ剥ぎの予防テープ巻きなどの対策を推進します。

さらに、空気が乾燥する時期を中心に「山火事予防運動」を展開し、森林パトロールや各種広報媒体による啓発活動を実施します。

○森林文化アカデミーにおける里山林に関する調査

里山林の重要な構成要素であるコナラ林でのナラ枯れ被害を調査し、計画的な対策を推進するため、関係機関に情報を提供します。

また、手入れ不足のアカマツ林をマツタケ山として整備し、マツタケの発生量を調査します。

さらに、里山整備がどのように生物多様性の保全に貢献しているのか等の調査を進めます。

○耕作放棄地の発生防止及び有効利用

中山間地域等を対象とした直接支払制度の活用や、基盤整備事業等の実施により、農地を適

正に管理するとともに、直売施設の設置や加工による特産品づくりを支援し、農家の所得確保を図ります。

また、県及び市町村の耕作放棄地対策協議会と連携し、解消計画に基づく農地再生利用運動の展開や、市民農園等の新たな活用を促進するとともに、地権者の意向を把握のうえ、担い手や企業による再生利用を促進します。

○鳥獣被害対策の推進

鳥獣害対策相談員の増員と専門能力の向上を進めるなど指導体制の強化を図り、集落ぐるみで取り組む被害対策を支援し、被害防護柵の効果的な設置やモンキードッグの導入などを優良な事例の普及に努めます。

また、里山の保全活動を進めて緩衝地帯を設置したり、農作物・食品の残渣（ごんさ）管理など有害鳥獣が近づかない農村の環境作りを進めます。

○森林整備と一体となった砂防事業の推進（里山砂防）

従来の砂防施設等の設置に加え、治山事業や森林所有者による森林整備（間伐等）と連携することで、里山地域において流域一体となった整備を図ります。

②水田生態系の保全

○生き物にぎわう水田再生事業の実施

農村地域において、生き物が生息する環境を復元するため、地域の方々と連携し、水田と水路をつなぐ水田魚道の設置を促進します。

○自然環境との調和に配慮した農業生産基盤の推進

自然環境との調和に配慮した農業用排水路整備を推進するため、生き物調査の実施を通して、その地域で守るべき生き物の生息環境に配慮した工法などについて、住民協働で計画し整備します。

○農村地域のビオトープ化の推進

農村地域に広範に存在するため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、メダカ、ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近なビオトープ空間の整備を行います。

○水域環境の保全や復元に関する調査研究

移動経路の確保や生息・繁殖場所の修復など、水生生物に考慮した水田周辺の環境整備に関して、調査研究を行います。

1-3. 湿地・河川生態系の保全・再生

①自然と共生した川づくり

○自然と共生した川づくりの推進

多様な生物が生息できる良好な河川環境と美しい景観を保全、復元するため、治水を目的とする河川事業の個々の現場において、自然環境や景観にも配慮した川づくりの積極的な推進を図ります。

○自然共生工法認定制度の推進

自然共生の効果が認められる工法については、「岐阜県自然共生工法」として認定するとともに、河川改修事業や災害復旧事業において、各河川の特性を踏まえたうえで積極的に活用します。

○ダム整備などにあたっての環境配慮

ダムなどの事業実施にあたっては、調査・計画・建設・試験湛水の各段階ごとに事前に、環境調査・影響予測・環境保全措置の検討内容を、国が開催する基本設計会議環境部会に諮り、専門家の意見を聴くことで、自然環境への影響の回避や低減を図ります。

○自然環境に配慮した砂防事業の実施

砂防えん堤については、可能な限り鋼製スリット型えん堤を用いることで、動物や魚類等の行動を遮断しない構造の施設を設置するなど、自然環境に配慮した砂防事業を推進します。

○子どもが水辺に近づきやすい川づくりの推進

河川改修を小学校の近隣で行う場合など、地域のニーズを踏まえ、水辺に近付ける護岸や斜路等のアクセス施設の整備など、子供たちが自然と親しめるよう水辺に近づきやすい川づくりを進めます。

○河川環境に適した溪流魚の増殖技術の開発

河川形態の変化や河川の分断等によって溪流魚の産卵環境、生息環境が大きく変化しており、それぞれ河川の条件に応じたアマゴ、イワナ等溪流魚に係る様々な増殖技術を開発し、資源の保護増殖を図ります。

②魚道のモニタリング・管理・補修

○水生生物が移動しやすい環境づくり

河川毎に年に1～2回程度、巡視点検を行い魚道の巡視を行うとともに、漁業関係者等と情報の共有を図り、魚道の状態を把握します。

また、必要に応じて堆積した土砂の除去や魚道の補修等、適切な維持管理を行い、水生生物が移動しやすい環境の保持に努めます。

③タマリ、ワンド、湧水湿地等の保全

○自然共生工法認定制度の推進（再掲）

自然共生の効果が認められる工法については、「岐阜県自然共生工法」として認定するとともに、河川改修事業や災害復旧事業において、各河川の特性を踏まえたうえで積極的に活用します。

○湿地の植物保全・再生への支援

県天然記念物に指定されている湿地の植物の保全・再生に対しては、文化財保護審議会委員などの専門家とともに支援します。

1-4. 外来種・国内外来種の防除

①外来種・国内外来種の侵入防止

○外来種・国内外来種の侵入防止に係る普及啓発

外来種や国内外来種が、生態系を脅かすことのみならず、人間、農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすことについて、「入れない・捨てない・拡げない」といった3原則を県民一人ひとりが心がけて実践していくよう、県民への普及啓発事業や国や市町村等と連携しながら推進します。

○釣り人や漁業協同組合への周知・調査

岐阜県漁業調整規則で規制されている外来種の移植制限について、釣り人や漁業協同組合に周知を行うとともに、漁業協同組合を通して外来魚の生息状況を調査します。

②外来種の駆除

○外来生物法に基づく、特定外来生物の駆除

アライグマやヌートリア等については、市町村において外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、これに基づき計画的な防除が実施されるよう、連携して取組みます。

また、オオキンケイギク等の植物については、生態系等に被害を及ぼす恐れがある場合は、種子の結実前に除去する等、効果的な防除に努めるほか、オオバコ等、高山帯などへの侵入が進んでいる低地性の植物についても、関係機関との連携を強化して、その防除を進めます。

さらに、アルゼンチンアリやカミツキガメ等、人に被害を加える恐れがある特定外来生物については、緊急に防除すべき特定外来生物として、関係機関と連携して緊急防除を行います。

○外来魚に関する調査研究

生態系に与える影響が懸念される外来生物を対象として、その生態調査や管理方法についての検討を行います。

1-5. 絶滅危惧種の保全

①希少野生生物保護区の指定

○岐阜県希少野生生物保護条例の適正な運用

条例に基づき、絶滅の恐れがある希少野生生物を指定するとともに、その生息地の中から「指定希少野生生物保護区」を指定し、開発等の行為を規制することで、その保護に努めます。

○野生生物保護推進員制度の活用

野生生物保護推進員による調査活動により、野生生物の保護や生息状況の的確な把握を行います。

②公共事業における生物多様性配慮

○公共事業における生物多様性配慮ガイドライン（仮称）の作成

県が行う公共事業について、(1)事業実施前の生物調査、(2)生態系に配慮した工法の採用、(3)施工中の影響を最小限にとどめる工程の検討、(4)事業完了後の生態系の回復状況のモニタリングの仕組みなどについてのガイドラインを作成します。

○希少生物保全事業の実施

地域として保全が必要とされる希少生物及び生態系に配慮した工事を実施する場合、従来工法との差額のうち地元負担分を支援し、自然と共生する農業農村づくりを目指します。

○景観や自然環境に配慮した道路整備

事業着手前に必要に応じた環境調査を行うなど、景観や自然環境に配慮した道路整備を行います。

③絶滅に瀕している種の生息域外保全

○絶滅危惧種の生息域外保全の検討

絶滅に瀕しており、本来の生息域での保護が不可能な野生生物にあつては、関係者間で協議のうえ、生息域外での保全を検討します。

○絶滅に瀕している種の野生復帰

ウシモツゴ（岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物）の生息域外保全を行うとともに、新たな生息地を創出し、野生復帰させます。

1-6. 野生鳥獣の保護管理

①野生鳥獣との棲み分け

○鳥獣被害対策の推進〈再掲〉

鳥獣害対策相談員の増員と専門能力の向上を進めるなど指導体制の強化を図り、集落ぐるみで取り組む被害対策を支援し、被害防護柵の効果的な設置やモンキードッグの導入などを優良な事例の普及に努めます。

また、里山の保全活動を進めて緩衝地帯を設置したり、農作物・食品の残渣（ごんさ）管理など有害鳥獣が近づかない農村の環境作りを進めます。

②野生鳥獣の頭数管理

○特定鳥獣保護管理計画の策定と適正な運用

著しく増加または減少している野生鳥獣については、その個体群の長期にわたる安定的な維持と、農林業への被害の軽減を図るため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、その捕獲数の制限の緩和や狩猟期間の延長、などにより、計画的な保護管理を進めます。

○ニホンジカの科学的調査に基づく保護と管理〈再掲〉

農林業だけでなく、生態系への被害拡大が懸念されるニホンジカの生息状況や生息密度等について、科学的調査により把握し、計画的な保護管理に努めます。

○カワウ駆除・抑制対策の推進

直接の被害者である漁協等が実施するカワウ駆除に対し、支援をします。

また、ねぐらのコロニー化防止のための追い払いのほか、コロニー内の卵への石けん水塗布等によるふ化率の抑制を行ないます。

○特別天然記念物であるニホンカモシカの調査

県内にある3つのニホンカモシカの保護地域において、6年ごとに行われる特別調査や、その補完として毎年行う通常調査、測定等調査及び効果測定調査など、貴重なニホンカモシカの生息状況や個体数調査を行い、科学的な保護管理に努めます。

③狩猟者の育成

○野生動物の個体数調整の担い手でもある狩猟者の育成

趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、野生動物の個体数調整の手段でもある狩猟について、その担い手となる者を育成・確保していくため、狩猟に関する知識等の講習会を開催していくほか、狩猟免許試験を土曜日や冬期にも開催し、より狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めます。

1-7. その他「第1の視点」に関連する施策

①自然公園などの重要地域の保全

○自然環境保全地域、緑地環境保全地域の保全・保護〈再掲〉

建築物の新築などの各種行為を規制し、優れた自然環境を保全します。

また、周辺環境の変化に影響されやすい地域では、自然環境の変遷動向を調査し、適正に保全管理するための基礎資料を整備します。

○自然環境変遷動向調査の実施

周辺環境の変化に影響されやすい自然環境保全地域については、概ね5年～10年ごとに調査を実施し、適正に保護・保全管理します。

○自然公園の保全・保護〈再掲〉

自然公園内では、自然とのふれあいを促進するため、公園施設の整備を図るとともに、工作物の新築など各種行為を規制し、優れた自然景観を保護します。

○自然環境保全協定の運用〈再掲〉

一定規模以上の開発行為をする場合には、自然環境保全協定を締結し、重要な自然環境と貴重な動植物を保全します。

○自然環境の保全を目指した環境アセスメントの適正な運用

環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模開発事業については、環境影響評価法や岐阜県環境影響評価条例に基づき、あらかじめ環境への影響について調査、予測、評価し、その結果に基づき環境の保全に適切に配慮する環境影響評価制度を適正に運用することで、自然環境の保全を図ります。

○天然記念物の指定

湿地・湿原に見られる植物のうち、特に貴重な種については県天然記念物に指定し、無秩序な開発や湿地への進入を規制します。

また、保全・再生対策は、専門家との協議のもとで行います。

○文化財巡視員による巡視活動

国指定文化財は県が委嘱する文化財保護巡視員が、県指定文化財は文化財保護協会が委嘱する巡視員が定期的に巡視し、文化財の現状についての情報の共有を図りつつ、保存保護に努めます。

②市街地周辺の保全

○浄化槽の普及促進

市町村が行う生活排水処理計画の策定に対し、適切な助言を行い、効果的かつ効率的な計画策定を支援します。

浄化槽による整備がもっとも効率的かつ効果的な地域については、積極的な整備を促進するため、浄化槽整備区域の設定及び市町村設置による浄化槽整備を促します。

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

市町村が行う合併処理浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽撤去費補助を支援します。

○浄化槽の維持管理についての普及啓発・指導

浄化槽法改正による県の維持管理に関する指導権限の強化に伴い、県内各圏域に1名（計5名）の浄化槽管理指導専門職を配置し、戸別訪問を中心とした普及啓発、指導を実施します。

○農業集落排水事業の推進と適切な維持管理の支援

農村における水質悪化等による生態系への影響をはじめ、農村環境の保全のため、市町村が行う経済的かつ効率的な農業集落排水事業の推進や、現在、稼働中で老朽化により機能の低下が危惧される施設の適切な維持管理を支援します。

○都市における緑地等の保全

10ha以上の風致地区や特別緑地保全地区の指定及び当該区域における建築行為に対する許可等の規制を行うことで、都市における自然的景観及び緑地を保全します。

また、市町村による10ha未満の風致地区や特別緑地保全地区の指定及び当該区域における建築行為に対する許可等の規制についての同意、助言を通じ都市における自然的景観及び緑地を保全します。

○都市公園整備の推進

国が推進する環境対策事業を積極的に活用し、環境に配慮した都市公園の整備による緑化を推進します。

○下水道事業の推進

木曾川右岸流域の下水道事業を推進するほか、市町村が行う公共下水道事業を支援します。

③健全な水環境・大気環境の確保

○公共用水域の常時監視

環境基準への適合状況を把握するとともに、水質情報などを県民の方々に提供します。

○環境基準の類型見直し

水域の水質や利用状況の変化に対応して、適宜、水質環境基準の類型の当てはめを見直します。また、水生生物保全のための類型指定を実施します。

○工場、事業場の排水対策の推進

工場、事業場に対する立入検査を実施し、法令に基づく排水規制を厳正に適用します。

○生活排水対策の推進

産業系排水とともに、主要な汚濁発生源である生活排水対策の実践を啓発します。特に都市河川の流域においては、公募による生活排水対策の実践と普及活動（清流調査隊）を推進します。

○水質総量規制の推進

伊勢湾水質総量削減計画の達成を目指して、指定地域から発生するCOD、窒素及びりんを削減するため、総量規制基準の設定など各種の施策を推進し、岐阜県の水生生物や鳥類のホームランドである伊勢湾の豊かな生物相の再生に努めます。

○水質汚濁事故への対応等

水質汚濁事故が発生した場合は、関係機関と連携して原因調査、再発防止対策の指導などの対応を行います。また、工場、事業場の立入検査や市町村の広報を通じて、水質汚濁事故の未然防止を啓発します。

○大気環境の保全対策

環境基準が定められている大気汚染物質について、常時監視により県内の状況を把握するとともに、工場・事業場への監視指導やばい煙測定等を継続して、良好な大気環境の実現・維持に努めます。

○経済活動に伴い行う環境アセスメントなどの対策

環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模開発事業について、環境影響評価法や岐阜県環境影響評価条例に基づき、事業者が、あらかじめ環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果に基づき環境の保全に適切に配慮する環境影響評価制度を適正に運用して、自然環境の保全を図ります。

④人獣共通感染症への対策

○高病原性鳥インフルエンザのモニタリング調査

渡り鳥の糞便や死亡野鳥を対象とした、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリングを実施します。

○野生動物の感染症等における普及啓発

鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症について県民に注意を喚起するとともに、野生動物

と人との適切な関係について普及啓発を行います。

⑤風景・景観・伝統文化

○遺跡管理GISの整備

名勝や天然記念物などの文化財の位置を簡単に確認できる「遺跡管理GIS」を整備し、無秩序な開発を防ぎます。

○文化財巡視員の委嘱

地域ごとに巡視員を委嘱し、文化財を定期的に巡視し、現状の把握と情報の共有を図り保存保護に努めます。

○文化財図録ホームページ版の作成

「岐阜県文化財図録」のデジタル化を図り、県民の方々や学校等が、インターネットにより環境教育について気軽に活用できる環境を整備します。

⑥その他の関連する施策

○ガンカモ類の生息調査

湿地の保全や鳥獣保護区の設定等に活用するため、ガン・カモ・ハクチョウ類の冬期の生息状況及び渡来傾向、保護管理を図るべき生息地等についての基礎データの充実を図ります。

○岐阜県ワシタカ環境レンジャーの委嘱

県民の方との協働により、猛禽類の密猟や繁殖に支障を及ぼす行為を発見した際の通報や、生息情報・生息環境に関する情報共有を図るなどにより、猛禽類の保護を図ります。

○野生生物保護団体との協力体制

保護団体との情報共有や協力体制づくりを進め、さらなる活動の推進に努めます。

○地域森林計画の推進

森林法に基づく各地域森林計画で定める森林整備基準に基づき、適切な間伐の実施や生育の悪い人工林の針広混交林への誘導等を進め、野生生物の生息地・生育地の保護を図ります。

○水域環境保全に関する普及活動と技術開発研究

希少生物保護繁殖、水域環境保全及び水辺の環境教育に関する普及活動及び調査・研究を実施します。

第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」に関連する施策

第一の視点「森・川・海のつながりを守る」

第二の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

第三の視点「ともに考え続ける」

2-1. 森林の持続可能な利用

①間伐材等の利活用

○天然力を活用した森林更新技術の開発

針葉樹人工林や広葉樹天然林を伐採した後に、確実に次世代の森林を成立させるため、多様な森林造成に対応できる低コストで確実性の高い「更新技術」を開発します。

○健全で豊かな森林づくりプロジェクト

森林を「環境林」と「生産林」に区分し、目的に応じた効率的な施策を実施します。このうち、生産林においては低コスト路網整備と高性能林業機械の導入及びこれらを活用した伐採専門チームの養成などにより、安定的かつ低コストな素材生産システムを構築し、全県的な取り組みへと拡大します。

○合板工場の建設

岐阜県・中津川市地域活性化計画に定める原木消費目標（96,000m³）を達成するため、木材需給調整会議を通じて平成23年度操業開始後の原木安定供給を目指します。

○森林資源の総合活用

木材の根元部から先端部までを一体的に取り扱う供給システムや、地域における森林資源の有効活用及び木質バイオマスエネルギーの循環モデルを構築するため、関係者との連携に努めます。

○木質バイオマスエネルギーへの取組の支援

地域の森林資源をバイオマスエネルギーとして活用するため、チップやペレット等を燃料として利用する木質ボイラー等の木質バイオマス利用施設の導入に対して支援します。

○木質バイオマスの利用促進

木質バイオマスの利用促進を図るため、林地残材を有効活用した木質バイオマス加工・利用施設の整備に対する支援に努めます。

○岐阜県産材ブランド力の向上

岐阜証明材推進制度や、ぎふ性能表示材推進制度により、産地、合法性に加え品質・性能の確かな製品の供給により、県産材の競争力を高めつつ、地域間競争に打ち勝つブランド力向上を目指します。

○ぎふの木で家づくり支援事業・ぎふの木で内装木質化支援事業

「ぎふ性能表示材」を梁・桁等の横架材に6m³以上使用等の条件を満たす木造住宅を県内に建築する施主に対し20万円を補助します。また、県内に新築または増改築する住宅の内装用木材にぎふ証明材を一定量以上使用した建築主に対して最大10万円を補助します。

○岐阜中山間地域における木質バイオマス利用モデルの構築・実証・評価

中山間地の林業林産バイオマスの供給可能量の把握とこれらを効率的に収集するシステムを開発するとともに、部位・形態別の収集コストの解明を進めます。

2-2. 里地里山の持続可能な利用

①生物多様性保全を重視した農業の推進

○ぎふクリーン農業の推進

堆肥を適正に使用した土作りを基本に、化学合成農薬や化学肥料を従来より30%以上削減し環境への負荷を低減するなどの「ぎふクリーン農業」の普及拡大を図るため、IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術の開発・普及、機械・施設の導入支援等を行います。

○有機農業の推進

化学的に合成された肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことで、環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む「有機農業」の普及拡大を図るため、実践技術の情報収集や研究開発、有機農業者と連携した就農支援体制の整備を図ります。

○環境保全型農業直接支払制度の推進

「ぎふクリーン農業」や「有機農業」の推進を図るため、化学肥料や農薬を原則5割以上低減したうえで生物多様性保全等に効果の高い営農活動や有機農業に取り組む農業者に対し、取り組み面積に応じた支援を実施します。

②「里山の幸」の利活用

○特用林産物の消費促進や里山林の利活用

キノコ類を始めとする特用林産物の着実な消費を促進するため、「安心」「安全」「健康」に優れていることを消費者へ普及するとともに、消費地での販売を促進するとともに、生産・流通におけるコスト低減を目指します。

また、各地域・各団体で行われている里山林の利活用について、事例紹介や情報交換を行うとともに、持続可能な里山林の保全・整備・利用の仕組みを検討します。

③その他「里地里山の持続可能な利用」に関連する施策

○家畜排せつ物の利用促進

家畜排せつ物を原料とする堆肥の肥料効果を明らかにし、その情報を畜産農家や耕種農家が共有できるようにするなど、肥料を使いやすくする環境を整えます。

○農業用水を活用した小水力発電の導入

農業用水を活用した小水力発電について、普及啓発を目的とした技術検討会等を開催し、整備を促進します。

○汚泥リサイクルの普及啓発

農業集落排水施設で発生する「おでい」が資源循環されるよう、汚泥のコンポスト施設で作られた「おでい」肥料の施肥マニュアル作成のための栽培実験や、「おでい」利用のPRパンフレットの作成等、汚泥リサイクルを促進します。

2-3. 野生動物の持続可能な利活用

①川魚の利活用

○清流漁の安定供給の研究

持続可能な県内水産業を目指し、アユ、アマゴ（サツキマス）、ヤマメ、アジメドジョウなどについて、天然生産資源や天然遺伝子資源の有効利用に関する調査・研究を実施します。

○地域の伝統食材の利活用

地域の豊かな河川等が育ててきた伝統的な食文化を次世代へと継承するため、岐阜県の伝統

食材であるナマズやカジカの養殖研究を行います。

②野生鳥獣の利活用

○野生鳥獣の資源としての利活用の検討

捕獲した農林業被害を及ぼす野生鳥獣について、資源としての利用について、将来の施策検討のための情報収集を行い、検討を進めます。

2-4. 生物多様性を活用したツーリズム等

①エコツーリズム、グリーン・ツーリズム

○エコツーリズムの普及促進

県内の豊かな自然や文化をより深く理解していただくために、地域の生態系を破壊することなく、自然を観察・体験するエコツーリズムを引き続き推進します。

○グリーン・ツーリズムの推進

魅力的な体験プログラム開発・企画運営ができるよう、指導者の養成や実践団体、行政、マスコミ等のネットワーク強化を進めるとともに、旅行業者と連携し、新たなグリーン・ツーリズム商品の開発を進めるなど、都市と農村の交流を積極的に推進します。

○「ぎふウェルネス・ツーリズム」について

「観光、食、モノ」を一体的につないで岐阜の宝ものをはじめとする新たな観光資源の発掘・育成や、自然・環境・健康・癒しなどをテーマとした岐阜の魅力を満喫できる新たな旅のスタイル「ぎふウェルネス・ツーリズム」を推進します。

②自然公園や身近な自然、文化・習俗の活用

○自然公園の指定・保護管理、利用の促進

自然公園に設置している登山道、園路などの適正な維持管理を図るとともに、利用者のニーズを把握し、誰もが使い易い施設を整備します。

また、ホームページなどを活用し、自然公園に関する情報を提供することで、県民の自然とのふれあい機会の増進を図ります。

○自然環境保全地域、緑地環境保全地域の保全

指定地域内では、各種行為を規制し自然環境を保全することにより、地域の良好な生活環境の維持を図ります。

○長距離自然歩道の管理、利用の促進

長距離自然歩道のパトロール、草刈り、軽易な補修、トイレ等の清掃を地域住民と協力体制が得られるよう、適正な維持管理に努めます。

また、既存施設の現状を把握し、整備を要する施設についてはユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、ホームページやパンフレットなどを活用し、長距離自然歩道に関する情報を提供し、県民の自然とのふれあいを促進します。

2-5. その他「第2の視点」に関連する施策

①科学技術による生物資源の利活用

○岐阜県リサイクル認定製品認定制度

県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、事

業者や市町村等に広くPRするとともに、県においても優先利用に努めます。

○「グリーンビジネス創出基金」による事業者の取組み支援

県内の中小企業等が行う、新エネルギーや省エネルギーに関する新たなビジネスモデルの創出や実証実験に対して補助します。

○製紙技術を活用したバイオマス複合材料の開発

複合材料の脱ガラス繊維を進めるため、環境に優しい素材をシート化・複合化し、これを圧縮成形することにより、製紙材料を出発原料としたセルロース繊維強化複合材料を開発し、製紙材料の新用途開拓、県内業界の新分野開拓を目指します。

○廃プラスチック再資源化技術の開発

廃プラスチックフレークや再資源化ペレットについて、高感度質量分析による材料のロット管理検査手法を確立しています。さらに再生ペレットの品質向上を図り、物流資材を中心とした高品位製品の開発促進及び市場の拡大を図ります。

○熱的・機械的特性に優れたバイオマスプラスチック複合材料の開発研究

表面処理によって樹脂との界面強度を向上させた無機フィラーを添加した、熱的・機械的特性に優れたバイオマスプラスチック複合材料を開発し、自動車内装部品（インパネ、カウルサイドトリム、スカッフプレート、ドアトリム、トランクトリム）を主力とする輸送機器用部材並びに家電筐体や日用品等への展開を目指します。

○未利用バイオマスの資源有効利用-粉体特性制御による木材・プラスチック複合材の高機能化

木材とプラスチックの複合材（WPC）の性能向上を図るため、WPCの原料である木粉粒子の形状特性を制御する技術を開発するとともに、木粉粒子の表面改質と相溶化剤の添加によりプラスチックとの界面強度を高めることで、WPCの性能向上を目指します。

第3の視点「ともに考え続ける」に関連する施策

第一の視点「森・川・海のつながりを守る」

第二の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

第三の視点「ともに考え続ける」

3-1. 生物多様性に関する普及啓発

①生物多様性に関する理解の醸成

○環境学習に関するコーディネーターの派遣

環境学習の専門家をコーディネーターとして小・中学校へ派遣し、体験学習に係るノウハウの提供や年間指導計画等へのアドバイスを行うことで、小・中学校における環境学習の一層の充実を図ります。

○地域の人材等を活用した出前講座の実施

環境教育を教えることができる地域の人材や県職員を学校や企業、地域のコミュニティ等への派遣を進めます。

また、環境教育、環境学習をより効率的・効果的に推進するため、指導者間のネットワークの構築を進めます。

○環境美化運動の推進

空き缶や吸い殻等のごみの散乱を防止し、県民の環境保全意識の高揚を図るため、県民総参加による美しいふるさと運動を推進します。

特に強化期間として「空き缶クリーン・キャンペーン週間」を設け、県民や市町村の参加のもと、地域の清掃活動や「ごみのポイ捨て防止」に関する啓発活動を実施します。

○カワゲラウオッチング普及事業

小中学生たちが水に親しみながら、身近な河川に生息する水生昆虫を調べることによって、河川の水質状況を知ってもらうとともに、水質保全の必要性や河川愛護意識の高揚を図ります。

○県民による河川調査の実施

視覚や嗅覚を使った簡単な調査手法「感覚による川の評価方法」を利用し、地域の河川の水質調査を県民自ら行い、多様な生物が生息する場を評価・確認することで、水質保全意識の高揚を図ります。

○「清流調査隊」の編成

地域を流れる川の水質を改善するために、地域で連携して川の状況調査、家庭での生活排水の削減の実践と普及に取り組む「清流調査隊」を編成し活動します。

○清流の国ぎふの水辺の保全

岐阜県の代表的な水辺や名水などの情報をより充実させ、岐阜の素晴らしい水環境を広く周知し、県民の水環境保全意識を高めます。

また、水辺で活動する団体と意見交換会を実施し、活動についてアドバイスなど保全活動に対する技術的な支援と意欲の高揚を図ります。

○愛鳥週間の設定

県内の小、中、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒を対象として、愛鳥週間ポスター

を募集し、審査のうえ入賞者の表彰を行います。

○ぎふ水土里のプロジェクトの実施

農地や農業用水等の資源（水土里）を美しい姿のまま未来に残し、その大切さを県民の方々に知ってもらうための取組を実施します。

○ぎふ水土里の展示会等の実施

農地の多面的機能の大切さについて、県民の方々に対し機会を捉え農業・農村の魅力を紹介するパネル等の展示会の実施や、地域住民と地域外住民との交流を促進するためのウォーキングの実施、農業・農村の魅力に触れ感じてもらうための写真コンクールを実施します。

○農地・水・環境保全向上対策の実施

地域の農業者だけでなく、地域住民などの参画を得て、農村環境の適切な保全管理を行う地域ぐるみでの共同活動を支援します。

○棚田保全組織の立ち上げ、活動支援の実施

県内の棚田保全を行うための組織の立ち上げ、及び保全組織の活動を支援します。

○農業用水の水源林を保全する活動の推進

農業用水の恩恵を受ける下流域の農業者や地域住民等を対象にパネル展示や水源林を守ることの大切さを学ぶ体験学習を開催するなど、普及啓発活動を推進します。

○ぎふクリーン農業普及啓発活動の展開

販売コーナーの設置やフェアの開催、消費者キャンペーンの実施など、量販店・直売施設と連携したPR活動を実施するとともに、ブログなどインターネット媒体による産地情報の発信、食や環境に関心の高い子育て世代を対象とした離乳食教室や幼稚園・保育園でのPRなど、ぎふクリーン農業に関する効果的な広報宣伝活動を実施します。

○生物多様性に配慮した水産業の推進

源流域での植林の支援や、河川の清掃に対する支援等を行います。

○木づかい運動

木の良さが体験できるイベント「森と木とのふれあいフェア」や岐阜県産間伐材を活用した情操教育玩具の開発等により、木の良さの普及に努めます。

○「ぎふ山の日」及び「ぎふの山に親しむ月間」の普及

「ぎふ山の日」、「ぎふの山に親しむ月間」を中心として、森林づくりへの理解を深める普及啓発活動などを展開し、「木の国・山の国県民運動」の醸成を図ります。

○「岐阜県みどりの祭り」の開催

森林づくり運動の中心行事である「岐阜県みどりの祭り」を開催し、自然や緑に親しむ機会の創出や普及啓発を図ります。

○緑と水の子ども会議の推進

緑と水の子ども会議の実施にあたり、小中学校及び高等学校、特別支援学校へのプログラムの提案、講師の紹介等の支援、活動経費の負担等を行い、学校現場での森林環境教育を推進します。

○森林文化アカデミー生涯学習講座の開催

県民の方々に対し、森林文化アカデミーが持つ専門性及び独自性を反映した環境に関する講座への参加を機会について、年間を通して提供します。

○住民との連携・協働による川づくり

地域の意見やニーズを反映した河川整備を進めるため、川で活動する団体や地域住民を含めて構成する「ベストリバー推進グループ」を組織し、地域の特性や河川の特性を踏まえ、自然と共生した良好な川づくりを検討し事業を進めます。

○岐阜県自然共生工法研究会と連携した普及・啓発イベントの開催

公共事業の関係者や地域住民の自然共生への理解を深めること、又、レベル向上を目的として、岐阜県自然共生工法研究会と連携し、シンポジウムや勉強会等のイベントを開催し、河川を含め良好な水環境づくりの取組みの発展を目指します。

○環境教育や食育に関する教員研修

岐阜県総合教育センターで実施する教員研修のなかで、環境教育や食育を充実するために、自然や農業の体験活動の指導ができる教員の資質の向上を継続的に行い教員の研修と活用を進めます。

○関係団体、機関との連携

自然や農業の体験活動に関する教員研修を実体験を重視して進めるために、農業協同組合、農業生産法人のほか、県内の環境教育、食育に関わる団体、機関等との連携に努めます。

○学校における食育推進体制の整備

栄養教諭が中心となって、児童生徒の発達の段階を踏まえ、指導内容の明確化・重点化を図った食に関する指導全体計画及び年間指導計画を作成するとともに、食育推進委員会を機能させ、全教職員による食育の推進体制を強化します。

○食育月間、食育の日、学校給食週間における取組の充実

6月の食育月間、毎月19日の食育の日、学校給食週間には、「環境」や「郷土」とのかかわりをもたせた「食」について学ぶ取組を、学校と家庭や地域社会との連携を図り積極的に展開します。

○食に関する実践活用事例集の作成

環境とかかわった食に関する指導等について、各地区における実践事例を収集するとともに岐阜県食育検討委員会において分析し、各市町村や学校が主体的に推進できるためのモデル的な実践を活用事例集としてまとめ、ホームページ上に掲載します。

○教科及び総合的な学習の時間における環境学習の推進

小・中学校及び高等学校での理科や生活科、社会科、家庭科などの教科や総合的な学習の時間などにおいて、環境に関する学習や、学校独自の環境に係る取組みを積極的に推進します。

○学習の機会の提供及び活用

アサヒビールやINAXとの協定による「緑と水の子ども会議」や地球環境課の「緑のカーテン」事業など環境に係る活動への積極的な参加を呼びかけ、環境に関する学習の機会の提供や啓発に努めます。

②温暖化による生物多様性への影響についての理解の醸成

○「Change マイライフ」の推進

地球温暖化防止のための身近な10の取組みをまとめた「ぎふエコ宣言」への参加を広く呼びかけ、地球温暖化防止の意識向上を図るほか、レジ袋の有料化による利用の自粛とマイバッグの使用を呼びかけます。

また、「マイはし協賛店」、「環境にやさしいはし推進店」を認定し、マイはしや環境にや

さしいはしの使用を呼びかけます。

さらに、エコドライブ講習会を開催し、エコドライブの実践を呼びかけるとともに、モニター家庭において省エネ対策の取組前と取組後の電気使用量を測定・比較することで、二酸化炭素排出量を「見える化」するとともに、その結果をPRし、家庭での取組みを推進します。

③レッドデータブックの整備と活用

○岐阜県版レッドデータブックの整備

開発事業者や一般県民への普及などを通じて野生生物の保護・保全を進めることを目的に、平成13年に作成した岐阜県版レッドデータブックについて、最新の知見と情報を取り入れたレッドデータブックの計画的な改訂を行います。

3-2. 保全技術等の伝承

①伝承者の活用

○ふるさと水と土指導員の育成

農地や農業用水等の資源(水土里)の保全活動のリーダーとなる「ふるさと水と土指導員」を育成するため、研修会や活動に対する支援を実施します。

○木育指導者の養成

森林文化アカデミーにおいて2年間の専修教育により、木材を材料としたものづくり技術・デザイン知識を修得し、木育プログラムの作成・運営をコーディネートできる資質を持つスペシャリストを育成します。

○木育の推進

木育の実施を希望する保育所等の施設に木育推進員を派遣し、木育のPR、木育教室開催のコーディネートを行い、普及啓発を進めるとともに、木育指導者研修を開催し、指導者を育成します。

○里山整備の指導者の知識や技術の向上〈再掲〉

里山を保全し、活用するために策定した「里山整備の進め方」を技術的な指針として普及・活用し、里山の整備活動を推進します。

また、各圏域に設定した里山保全利用モデル地区において、それぞれの地域の実情にあった里山の保全利用活動を行い、地域住民が主体となった里山保全を進めます。

さらに、地域の里山整備活動の実施箇所において、整備方法についての研修を行い、指導者の知識や技術の向上を図ります。

○岐阜県自然工法管理士の養成

自然環境の保全に努めていくため、岐阜県自然工法管理士養成講習会を開催し、管理士を育成します。

②拠点の確保

○森林づくりに関する情報の収集・発信の充実

県民、NPOなどによる森林づくり活動が促進されるよう、森林づくりに関する支援を行う組織を強化して、相談者への情報提供や、情報の収集・発信を充実します。

○ビジターセンターの運営

東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター、飛騨・北アルプス自然文化センターにおいて、県内の優れた自然、動植物や文化などを分かりやすく紹介し、生物多様性の理解の促進を図ります。

○岐阜県博物館の充実

博物館の催しものなどについて、より充実することで、県民の方々をはじめとする来訪者に対し、飛山濃水の中で育まれてきた本県のすばらしい姿を、自然・人文両分野にわたり広く紹介します。

③子ども達への自然原体験の機会付与

○ぎふ田んぼの学校の実施

農地や農業用水等の資源(水土里)の役割や大切さを知ってもらうため、子ども達や地域住民の方々に対し、農地や農業用水路での生き物調査や田植え、稲刈りなどの体験活動を実施します。

○ぎふ水土里の探検隊の実施

農業用水の役割や大切さを知ってもらうため、地域住民、地元小学生をメンバーとする「ぎふ水土里の探検隊」を結成し、農業用水路の調査等を実施します。

○農業体験学習の実施

ぎふ農業技術インストラクター派遣制度の活用を促進し、小中学校で行われる農業体験学習での地域農業や環境への理解度を深めます。

○身近な森林を活用した体験活動を行うための条件等の整備

子どもたちへの森林環境教育や、里山林等身近な森林を活用した体験活動を行うための条件整備、体制整備のために補助を行い、県民参加の森林づくりを推進します。

○緑と水の子ども会議の推進〈再掲〉

緑と水の子ども会議の実施にあたり、小中学校、高等学校及び特別支援学校に対してプログラムの提案、講師の紹介、活動経費の負担等の支援を行い、学校現場での森林環境教育を推進します。

○みどりの少年団活動の推進〈再掲〉

みどりの少年団の交流集会の開催や、東海地区のサマージャンボリーへの参加を通じ、相互の交流を促進するなどにより、緑の少年団活動の支援を行います

○川の体験学習の支援

小中学校が行う「総合的な学習の時間」に加え、地域のNPO団体等が実施する河川での体験学習において、講師派遣や、教材の提供等の支援を行います。

3-3. 「ともに考え続ける」場づくりと活動

①活動時における専門家の関与

○生物多様性保全の重要性に係る啓発普及

生物多様性の重要性について、県の豊かな自然環境や生物多様性の現状について、大学や公的研究機関などの専門家の協力のもと、自然環境に関連した団体や専門家との交流も含んだシンポジウムやイベントを通じて、県民の方々に広く普及啓発を行います。

②団体どうしの情報交換・交流

○森林づくりに関する情報の収集・発信の充実〈再掲〉

県民、NPOなどによる森林づくり活動が促進されるよう、森林づくりに関する支援を行う組織を強化して、相談者への情報提供や、情報の収集・発信を充実します。

○里山保全整備に関する情報共有〈再掲〉

各地域・各団体で行われている里山保全に関する活動について、事例紹介や情報交換を行うことで、県下の里山整備の活動を活性化します。

③上流・下流の交流

○流域が一体となった県民協働による森林づくり

森・川・海に関連してそれぞれの立場で活躍するNPOや関係団体（森・川・海ひだみの流域連携協議会等）などが連携（流域一体）し、生きた森林づくりの実践的活動や普及啓発に加え、社会的課題となっている地球温暖化の防止、水源や水辺の保全、子どもたちの環境教育などの推進に取り組みます。

3-4. その他「第3の視点」に関連する施策

①農山村における担い手の確保

○新規就農者の就農支援体制の整備

就農希望者の増加に対応するため、青年農業者等育成センターにおける相談体制の強化を図るとともに、農業資源情報を掲載する「ぎふ就農ナビ」の充実を図ります。

また、各地域のJAや市町村、生産者組織、農林事務所等が連携した「地域就農支援協議会」を設立し、相談から就農までを支援する新規就農支援システムを整備します。

○認定農業者や農業法人等の育成確保

認定農業者や集落営農組織等の担い手へ優良農地の面的集積を促進するとともに、規模拡大等に必要な農業用機械・施設等の整備を支援し、経営基盤の強化を図ります。

また、農業経営の発展や安定化を図るため、新規品目導入や6次産業化への支援や、農業簿記講座や法人化講座を開催し農業経営力の向上を図ります。

○企業の農業参入の支援

農業参入の相談窓口の設置やガイドブックの作成、地域アドバイザーの委嘱等農業参入を促進する支援体制を整備します。

また、耕作放棄地や不作付地の多い地域や担い手が不足する地域では、農外企業が農業参入する新たな手法（公募等）を構築します。

○森林技術者及び担い手の育成・確保

将来の担い手となる農林高校生の林業体験活動を実施するとともに円滑な林業への就業を推進するため、新規就業希望者を対象に就業前の研修を開催します。

また、就業後は環境に配慮しつつ、低コスト林業を実践できる人材（高性能林業機械のオペレーターや作業班のリーダーなど）を養成するための技術研修を開催するほか、人材育成に意欲的な林業事業体に取り組むOJT研修実施への支援を行います。

○地域がんばり隊の活動推進

農山村地域の環境保全や集落活動を維持するため、都市部の若い人材を「地域がんばり隊」として地域に駐在させ、地域住民とともに地域の課題解決を目指し活動します。

②企業が行う環境保全の促進・支援

○企業との協働による森林づくり

ホームページにより企業への情報提供及び啓発を行います。

また、森林づくりを実施する企業への活動支援や、森林づくり活動で生じた二酸化炭素吸収

量の認定を行うなど、企業が参加しやすい環境整備に努めるほか、活動候補地の選定、地元の受入れ体制づくりへを支援します。

さらに、平成20年7月に施行した「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」に基づき、企業が県に提出する「森林整備計画書」に基づき行う森林づくり活動により生じた二酸化炭素吸収量を、企業が排出する二酸化炭素量から相殺できる、二酸化炭素吸収量として認定する制度を活用するなど、企業との協働による森林づくり活動を促進します。

○企業やNPO等の農業・農村での環境保全活動

企業等がビジネスや社会貢献活動として行う農村の景観維持や、多面的機能の保全に関する様々な取組みを、ホームページやメールマガジン等で紹介するとともに、企業等と農村との結びつきを促進します。

○企業による環境に配慮した生産活動

地域の環境保全（公害防止）や、化学物質管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全及び緑化の推進に関して、自主的な取組みを行う事業所を「岐阜県環境配慮事業所（E工場）」として登録し、県ホームページに掲載して県民に周知することで、事業者の環境保全意識を高め、県民協働による環境保全を推進します。

また、従来の地域環境保全を目的とした公害防止協定をさらに進め、地球規模の環境保全や化学物質対策等に加え、自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組を広く住民へ公開していく「環境創出協定」の締結を推進し、企業による自主的な環境保全対策を促します。

《参考2》 ぎふ戦略策定に係る検討の経緯

| | 検 討 状 況 |
|---------------------------|---|
| 平成21年度 3月9日 | ○岐阜大学を中心とした学識経験者からなる「岐阜から生物多様性を考える研究会」の設立 |
| 平成22年度 4月17日 | ○第1回「岐阜から生物多様性を考える研究会」開催 |
| 5月15日 | ○第2回「岐阜から生物多様性を考える研究会」開催 |
| 6月19日 | ○第3回「岐阜から生物多様性を考える研究会」開催 |
| 7月10日 | ○第4回「岐阜から生物多様性を考える研究会」開催 |
| 9月13日 ~10月8日 | 県民の方々に対するアンケート調査とヒアリングの実施 |
| 11月2日 | ○第1回「庁内ぎふ戦略策定連絡会議」開催 |
| 12月2日 | ○第1回「岐阜県生物多様性地域戦略策定検討委員会」開催 |
| 12月~2月 | ○庁内の調整 |
| 3月18日 | ○第2回「岐阜県生物多様性地域戦略策定検討委員会」開催 |
| 平成23年度 5月20日 ~6月20日 | ○パブリックコメントの実施 |
| 7月 | ○生物多様性ぎふ戦略の完成 |

《参考3》 ぎふ戦略策定に係る研究会・検討委員会構成員

(1) 岐阜から生物多様性を考える研究会

| | | |
|-----|-------|-------------------------------|
| 代表 | 小見山 章 | (岐阜大学 応用生物科学部長「現岐阜大学 理事・副学長」) |
| 副代表 | 高橋 弘 | (岐阜大学教育学部 教授) |
| 書記 | 加藤 正吾 | (岐阜大学 応用生物科学部 助教) |
| 構成員 | 荒井 聡 | (岐阜大学 応用生物科学部 教授) |
| 〃 | 鈴木 正嗣 | (岐阜大学 応用生物科学部 教授) |
| 〃 | 土田 浩治 | (岐阜大学 応用生物科学部 教授) |
| 〃 | 向井 讓 | (岐阜大学 応用生物科学部 教授) |
| 〃 | 安藤 正規 | (岐阜大学 応用生物科学部 助教) |
| 〃 | 古屋 康則 | (岐阜大学教育学部准教授) |
| 〃 | 肥後 睦輝 | (岐阜大学 地域科学部 教授) |
| 〃 | 向井 貴彦 | (岐阜大学 地域科学部 准教授) |
| 〃 | 小嶋 智 | (岐阜大学 工学部 教授) |
| 〃 | 大塚 俊之 | (岐阜大学 流域圏科学研究センター 教授) |
| 〃 | 森 誠一 | (岐阜経済大学 教授) |
| 〃 | 須藤 明子 | (株イーグレット・オフィス) |
| 〃 | 武田 博清 | (同志社大学 教授) |
| 〃 | 武藤 茂 | (岐阜県環境生活部地球環境課) |

(2) 岐阜県生物多様性地域戦略策定検討委員会

| | | |
|-----|--------|----------------------|
| 座長 | 小見山 章 | (現岐阜大学 理事・副学長) |
| 構成員 | 鈴木 正嗣 | (岐阜大学 応用生物科学部 教授) |
| 〃 | 肥後 睦輝 | (岐阜大学 地域科学部 教授) |
| 〃 | 田中 明 | (高山市 地域政策課長) |
| 〃 | 村瀬 宏明 | (八百津町 産業課長) |
| 〃 | 三島 喜八郎 | (岐阜県森林組合連合会 代表理事副会長) |
| 〃 | 守屋 啓司 | (岐阜県農業協同組合中央会 専務理事) |
| 〃 | 奥村 義雄 | (岐阜県漁業協同組合連合会 理事) |
| 〃 | 川合 千代子 | (水環境もやい研究所 代表) |
| 〃 | 鈴木 仁孝 | (ネイチャーサポートシステム 代表) |